

償還払いの手続きについて

1. 居宅介護サービス費等の利用と償還払いについて

介護サービスを利用する場合は、利用料の自己負担分（1割～3割）を事業者に支払ってサービスの提供を受けますが、下記の場合については、利用者が利用料の全額（10割分）をいったん事業者支払い、その後、利用者が市に申請をすることにより保険給付分（9割～7割）が支給される「償還払い」とすることができます。

- ① ケアプランを作成しないで指定事業者を利用した場合
- ② 介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証を提示できない場合
- ③ 介護保険料の滞納により償還払いとされている場合（被保険者証に「支払方法変更」の記載がある場合）

2. 申請に必要なもの

【①居宅介護支援事業所の場合】

- ・居宅介護（予防）支援費の領収書**原本**
- ・居宅介護（予防）支援給付費明細書（様式第七）

【②サービス提供事業所の場合】

- ・サービス費の領収書**原本**
- ・サービス提供証明書

【①②共通】

- ・介護保険給付費支給申請書（市ホームページに掲載および介護保険課窓口で配布）
- ・大和市長あての請求書（市ホームページに掲載および介護保険課窓口で配布）
- ・給付管理票（様式第十一）
- ・被保険者（相続人）の本人確認書類の写し

3. 支給のながれ

申請書一式を受理 → 審査 → 結果通知 → 口座振込

申請書を受理後、書類等に不備がなければ口座振込まで概ね1か月程度で介護保険給付が支給されます。

事務担当

介護保険課 給付係

TEL : 046-260-5168